

予防接種、受け忘れていませんか？

予防接種は、その有効性や安全性、副反応などを理解し、本人または保護者が同意した場合に限り行われます。幌延町では、町民の健康を守り、経済的負担を軽減する目的で、各種予防接種の助成を行っています。予防接種に関する相談を希望する方は、お気軽に保健師にご連絡ください。

●高齢者肺炎球菌（定期接種）

令和2年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方に、定期接種の案内と予診票をお送りしています。

肺炎球菌感染症は、大人の肺炎の25～40%を占め、特に高齢の方は重篤になることが多いとされています。このワクチンですべての肺炎が予防できるわけではありませんが、重症肺炎球菌感染症の約7割を予防できるとされています。

●带状疱疹（任意接種）

令和2年4月1日時点で65歳以上の方のうち、今まで带状疱疹にかかったことがなく、予防接種を受けたことが無い方が幌延町国保診療所で受ける場合は、自己負担1,000円で受けられるよう助成しています。

带状疱疹は、加齢や免疫力の低下により水痘ウイルスが再活性化し、皮疹や痛みを引き起こすものです。神経痛などの後遺症が残る場合も多く、予防接種による発症防止や重症化予防が有効です。

●日本脳炎（定期接種）

標準的には、3歳で2回、4歳で1回、9～13歳で1回の計4回を接種します。北海道では平成28年4月から日本脳炎定期予防接種を行うこととなり、それまで実施されていなかったことから、特例措置として平成19年4月1日以前に生まれた方は20歳未満まで無料で定期予防接種を受けることができます。進学などのため、幌延町国保診療所での接種が難しい場合は償還払いが可能ですので、事前にご相談ください。

●おたふくかぜ（任意接種）

1歳から中学3年生までの方が幌延町国保診療所で接種する場合は、全額を助成します。年長児や思春期以降の感染は、難聴や脳炎、髄膜炎などの合併症がおこる頻度が高くなるため、こども園や学校などの集団生活が始まる前に、接種することが望ましいとされています。



お問い合わせ先:保健福祉課 保健グループ 電話・告知端末機:5-1790

後期高齢者医療制度のお知らせ

■ 高額介護合算療養費 ■

■ 高額介護合算療養費とは

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度および介護保険から支給されます。

申請される方は、住民生活課生活グループまでお申し出ください。

- ・後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- ・支給額が500円以下の場合には支給されません。

◆ 自己負担限度額表

【1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日】

負担割合	区 分		自己負担限度額	所得基準額
3割	現役並み所得者	現役Ⅲ	212万円	課税所得690万円以上
		現役Ⅱ	141万円	課税所得380万円以上
		現役Ⅰ	67万円	課税所得145万円以上
1割	一 般		56万円	住民税課税世帯で 現役並み所得者以外の方
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ(※1)	31万円	(※1)
		区分Ⅰ(※2)	19万円	(※2)

※1 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または老齢福祉年金を受給している方

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合(札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階) 電話:011-290-5601
住民生活課 生活グループ 電話:5-1112 告知端末機:5-8812